

仕 様 書

件 名	産業廃棄物運搬処分	作成年月日	令和5年2月9日
		所 属	大村駐屯地業務隊
		作 成 者	防衛事務官 松野和浩

1 清掃場所

長崎県大村市西乾馬場町416 陸上自衛隊大村駐屯地

2 概 要

産業廃棄物 木くず (刈草、木枝) の運搬処分

3 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書及び法律その他関係法令等に基づき実施するものとする。
- (2) 本作業は、他の施設に損傷を与えないよう十分注意して実施する。万一損傷を与えた場合は、請負者の責任において速やかに原状に復旧するものとする。
- (3) 本仕様書等に記載なき事項といえども、処分上当然必要であり、実施すべき事項については、請負者の負担において実施するものとする。
- (4) 本仕様書及び作業に際し、疑義が生じた場合は、担当官と協議の上、実施するものとする。
- (5) 作業を実施する際、異常が認められた場合は、速やかに担当官に報告するとともに、原因を明確にし、指示に従うものとする。
- (6) 作業にあたっては、火災予防・安全管理に十分留意するものとする。
- (7) 実施時期は、事前に担当官と調整するものとする。
- (8) 処分品の受け渡しは、担当官立会いのもと大村駐屯地内で実施するものとする。
- (9) 本作業の写真は、処分対象品、作業中及び担当官の指示する箇所を撮影し、写真帳に整理し提出するものとする。

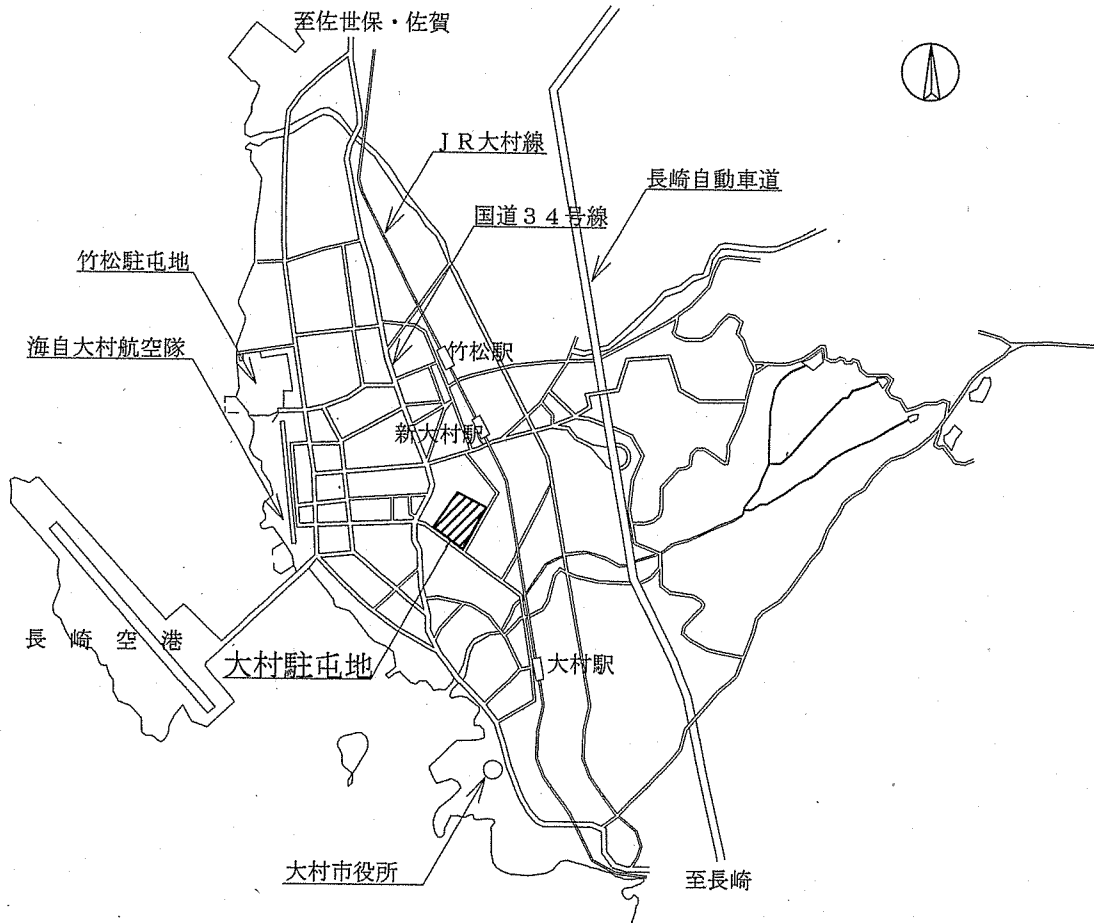
4 特記事項

- (1) 処分する産業廃棄物の数量については、下表によるものとする。

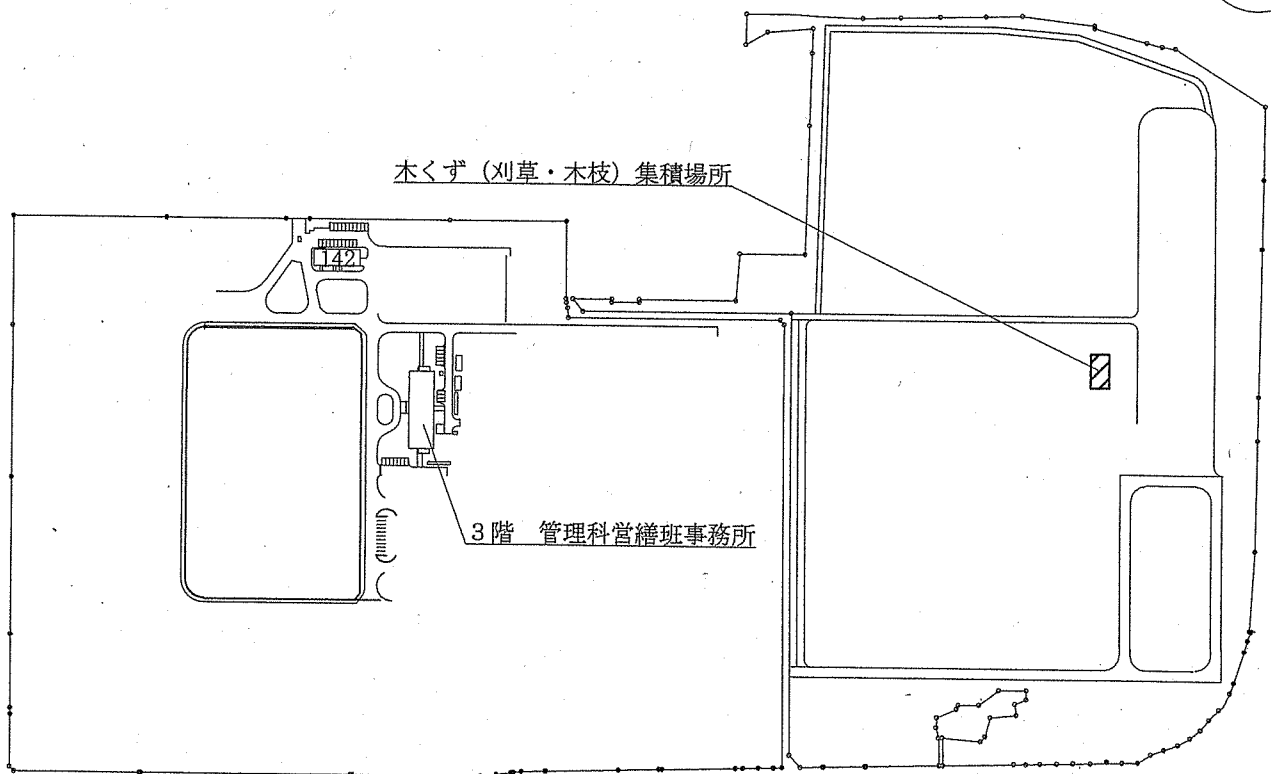
品名	数量		備考
木くず (刈草、木枝)	200	m ³	

- (2) 処分する産業廃棄物については、請負者の責任において関係法令に基づき搬出・処分し、マニフェストを履行期限内に担当官へ提出するものとする。

大
村
湾



大村駐屯地案内図 S=NON SCALE



大村駐屯地配置図 S=NON SCALE